

| 受理官庁<br>G T                          | 知的所有権登録局<br>(グアテマラ)   | 附属書 C<br>G T |
|--------------------------------------|---|--------------|
| 右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁                   | グアテマラ   |              |
| 国際出願の作成に用いることができる言語                  | スペイン語 <sup>1</sup>  |              |
| 願書の提出に用いることができる言語                    | スペイン語   |              |
| 紙形式について受理官庁が要求する部数                   | 3   |              |
| 受理官庁は優先権の回復請求を認めるか<br>(PCT規則26の2.3)? | 認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。   |              |
| 管轄国際調査機関                             | オーストリア特許庁、欧州特許庁、国立工業所有権機関（ブラジル）、国立工業所有権機関（チリ）、スペイン特許商標庁又は米国特許商標庁  |              |
| 管轄国際予備審査機関                           | オーストリア特許庁、欧州特許庁 <sup>2</sup> 、国立工業所有権機関（ブラジル）、国立工業所有権機関（チリ） <sup>3</sup> 、スペイン特許商標庁又は米国特許商標庁 <sup>3</sup> |              |
| 受理官庁に支払うべき手数料                        | 通貨：ケツアル（GTQ）及び米国・ドル（USD）  |              |
| 送付手数料                                | USD 250 に相当する GTQ の額  |              |
| 国際出願手数料 <sup>4</sup>                 | USD 1,453   |              |
| 30枚を超える1枚ごとの手数料 <sup>4</sup>         | USD 16  |              |
| 調査手数料                                | 附属書D（AT）、（BR）、（EP）、（ES）又は（US）参照   |              |
| 優先権書類の手数料                            | GTQ 50 更に追加の各頁につき GTQ 1   |              |
| 優先権回復請求手数料<br>(PCT規則26の2.3(d))       | USD 500   |              |
| 受理官庁は代理人を要求するか?                      | 不要、出願人がグアテマラに居住している場合<br>要、出願人がグアテマラの非居住者である場合  |              |
| 誰が代理人として行為できるか?                      | グアテマラで登録されている代理人  |              |
| 委任状の提出要件の放棄                          |   |              |
| 受理官庁は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか?         | していない   |              |
| 受理官庁は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか?       | していない   |              |

- 1 出願人は、選択した管轄国際調査機関によって、対応する言語による翻訳文（附属書D参照）を提出しなければならない場合がある（PCT規則12.3）。
- 2 この官庁は、国際調査を同官庁、オーストリア特許庁又はスペイン特許商標庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。
- 3 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。
- 4 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C（IB）参照）。